

第51回定例会

# 伊方町議会会議録

NO. 1

平成29年12月20日 開会

伊方町議会

第51回伊方町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日	平成29年12月20日
招集の場所	伊方庁舎4階議場
開会（開議）	12月20日 10時00分宣告
応招議員	1番 高月 芳人 2番 木嶋 英幸 3番 末光 勝幸 4番 竹内 一則 5番 清家慎太郎 6番 福島 大朝 7番 菊池 隼人 8番 小泉 和也 9番 中村 敏彦 10番 吉川 保吉 11番 阿部 吉馬 12番 吉谷 友一 13番 菊池 孝平 14番 中村 明和 15番 高岸 助利 16番 山本 吉昭
不応招議員	なし
出席議員	応招議員に同じ
欠席議員	なし
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 菊池 嘉起 書記 岩村 寿彦 書記 矢野 喜久 書記 松下 洋二
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 爲俊 教 育 長 河野 達司 監 査 委 員 阿部 一寿 総 務 課 長 鶴久森伸吾 総 合 政 策 課 長 橋本 泰彦 町 民 課 長 中田 克也 保 健 福 祉 課 長 坂本 明仁 建 設 課 長 寺谷 哲也 産 業 課 長 兵頭 達也 瀬 戸 支 所 長 大森 貴浩 三 崎 支 所 長 大野 信幸 上 下 水 道 課 長 小野瀬博幸 会 計 管 理 者 黒田徳太加 教育委員会事務局長 大野 金能 中 央 公 民 館 長 中田 信幸
町長提出議案の項目	報告第7号 町長の専決処分事項報告について 議案第93号 町長の専決処分事項報告について （平成29年度伊方町一般会計補正予算（第3号）） 議案第94号 伊方町在宅高齢者共同生活支援施設条例の一部を改正する条例制定について 議案第95号 伊方町営土地改良事業施行条例の一部を改正する条例制定について 議案第96号 伊方町公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について 議案第97号 伊方町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について 議案第98号 伊方町下水道条例の一部を改正する条例制定について 議案第99号 伊方町小規模下水道条例の一部を改正する条例制定について 議案第100号 伊方町戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第101号 伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について 議案第102号 伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

	<p>議案第 103 号 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 104 号 伊方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について</p>
議員提出議案の項目	なし
委員会提出議案の項目	なし
その他	なし
議事日程	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p> <p>(会議規則第 21 条)</p>
会議録署名議員の指名	<p>議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。</p> <p>(会議規則第 127 条)</p>
	<p>9 番 中村 敏彦議員</p> <p>10 番 吉川 保吉議員</p>

# 伊方町議会第51回定例会議事日程（第1号）

平成29年12月20日(水)  
午前10時00分 開 議

## 1 開 会 宣 告

## 1 町長招集挨拶

## 1 議事日程報告

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

〃 第 3 諸般の報告「定期監査報告並びに例月現金出納検査結果報告」  
「議員派遣結果報告」

〃 第 4 一般質問

〃 第 5 町長の専決処分事項報告について (報告第7号)

〃 第 6 町長の専決処分事項報告について (議案第93号)  
(平成29年度伊方町一般会計補正予算(第3号))

〃 第 7 伊方町在宅高齢者共同生活支援施設条例の一部を改正する条例制定について  
(議案第94号)

〃 第 8 伊方町営土地改良事業施行条例の一部を改正する条例制定について  
(議案第95号)

〃 第 9 伊方町公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について  
(議案第96号)

〃 第10 伊方町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について  
(議案第97号)

- 日 程 第 1 1 伊方町下水道条例の一部を改正する条例制定について (議案第 98 号)
- 〃 第 1 2 伊方町小規模下水道条例の一部を改正する条例制定について (議案第 99 号)
- 〃 第 1 3 伊方町戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例制定について (議案第 100 号)
- 〃 第 1 4 伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を  
改正する条例制定について (議案第 101 号)
- 〃 第 1 5 伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につい  
て (議案第 102 号)
- 〃 第 1 6 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について (議案第 103 号)
- 〃 第 1 7 伊方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について (議案第 104 号)

## 1 散 会 宣 告

## 開会宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（山本吉昭） おはようございます。

これより伊方町議会第 51 回定例会を開会いたします。只今の出席議員は、全員であります。よって、本会議は成立いたしました。

## 町長招集挨拶

○議長（山本吉昭） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 皆さん、おはようございます。本日ここに、伊方町議会第51回定例会を召集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、ご提案申し上げます案件につきまして、ご審議いただくことに対し、深く敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

また、各位には、日頃から町政の推進に、格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、今年も残すところあとわずかとなりました。町内の柑橘農家の皆さんには、収穫作業などに大変お忙しい日々をお過ごしのことと存じます。これから、春先にかけて、柑橘の出荷の時期が続いてまいります。全国の消費者の皆様へ伊方産のおいしい柑橘が届きますよう、今後ともご精進いただきますようお願いを申し上げます。

今年 1 年を振り返ってみますと、佐田岬灯台点灯 100 年で始まった年でございます。「佐田岬灯台公園御籠島<sup>みかご</sup>エリアのオープン」に始まり、「点灯 100 年祭第 2 回はなはな祭り」など、年間たくさんの催しなどを実施いたしまして、多くの方々に来町していただきました。今後も引き続きまして、観光まちづくりにしっかりと取り組んでいく所存でございます。佐田岬灯台につきましては、今年の 3 月に国登録有形文化財に登録をされました。次の 100 年に向けて、今後も地域の歴史や文化として大切に受け継いでまいりたいと思います。

10 月には、愛顔つなぐえひめ国体の伊方会場におきまして、成年女子バレーボール競技が行われました。開催をいたしました 4 日間は連日満員の大盛況でございまして、一時入場制限をするなど、たくさんの全国の方々に会場へ足を運んでいただきましたことに、厚くお礼申し上げたいと思います。さらに、会場ボランティアスタッフとして参加いただきました町民の皆様のおかげで、大会が成功裏に終えることが出来ましたことに、深く感謝を申し上げます。

その他、町政運営のこの 1 年に関しましては、まずは、地場産業の振興についてでございます。伊方町が発展をするうえでの欠くことのできない重要な農業、水産業でございます。柑橘栽培を中心とした農業、豊かな海に恵まれた水産業の振興につきまして、伊方の素材を活かした特産品の開発など、6 次産業化も含めましてこれからも積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

少子化・子育て対策につきましては、町内で働くための環境づくり、安心して子育てが出来る環境づくりに引き続いて取り組んでまいりたいと考えております。そのためには、若者が働くことのできる職場環境を整備するための、新たな企業誘致などにも積極的に取り組んでまいらなければなりません。移住・定住対策にも重なりますが、常にアンテナを張りめぐらせておきまして、全国各地に伊方町のファンを増やしていく努力を続けてまいります。

空き家対策と移住・定住対策につきましては、町の空き家バンク事業が開始して1年となりまして、少しずつではありますが成果が見えつつあります。また、東京・大阪で移住フェアを引き続き開催するなどいたしまして、佐田岬半島の豊かな自然と素晴らしい景色などの伊方町の良いところを積極的にPRしてまいりたい、伊方町のファンを増やしてまいりたいと考えております。

観光対策につきましては、先ほども申し述べましたが、佐田岬灯台に灯が灯って100年目となる記念すべき年でございます。さらに、国登録有形文化財に登録をされました。今後におきましても、全国から数多くの方々が伊方町に訪れていただけますように、様々な観光施設、観光事業の工夫や、魅力ある行事を考えてまいりたいと思っております。

防災・安心安全対策といたしましては、災害時におけます、ヘリコプターを活用した避難などに対応するヘリポートの整備について、活用できる場所の基本設計を検討いたしているところでございます。今後、事業実施に向けました対応を進めてまいり所存でございます。

以上のとおり、今年1年を振り返ってみましたが、いずれの事業につきましても、町の重要施策といたしまして、今後におきまして積極的に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、伊方原子力発電所について申し上げます。伊方1号機は、本年9月、廃止措置計画の事前協議に同意いたしまして、現在、第一段階であります、解体工事の準備が行われているところでございます。今後、約40年という長期間にわたる作業となりますが、四国電力には、引き続き、安全を第一に取り組むように求めてまいります。

3号機につきましては、再稼動から1年が経過しまして、10月から定期検査を行っているところですが、ご案内のとおり、先週13日、広島高等裁判所におきまして、運転差止めの仮処分が決定されました。非常に重く、他の司法判断にも影響を及ぼす可能性のある決定内容と認識をいたしておりますが、町といたしましては、今回の司法判断を厳粛に受け止めるとともに、今後の動向を注視してまいりたいと思っております。

なお、今回の決定にかかわらず、今後ともしっかりとした日常の安全管理と、適切な情報公開に努めるなど、町民の安心が得られますよう、不断の取り組みを四国電力に求めてまいり所存でございますので、議員各位には、引き続き伊方発電所の安全確保に対する、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今定例会に、ご提案いたします案件でございますが、報告案件が2件。条例の改正議案11件。平成29年度一般会計及び特別会計補正予算9件。工事請負契約の変更に関する議案1

件。財産の取得に関する議案1件。その他の案件が2件でございます。いずれの案件も町政を進めるうえで、非常に重要な案件でございます。会期中よろしくご審議のうえご決定いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

### 議事日程報告

○議長（山本吉昭） 「議事日程報告」を行います。

本日の議事日程はお手許に配布してあるとおりであります。それにしたがって、議事を進めてまいります。これより、本日の会議を開きます。

### 会議録署名議員の指名

○議長（山本吉昭） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、9番 中村敏彦議員、10番 吉川保吉議員を指名いたします。

### 会期の決定

○議長（山本吉昭） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会議は、本日から12月22日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、3日間と決定いたしました。

### 諸般の報告

○議長（山本吉昭） 日程第3「諸般の報告」を行います。お手許に配布してありますとおり監査委員から地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査報告書並びに同法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査報告書が出されておりますので、お目通しください。

次に、議員派遣の結果報告を行います。この報告につきましては、お手許に配布しておりますが、派遣議員を代表して原子力発電対策特別委員会の菊池隼人委員長に報告をお願いいたします。

○委員長（菊池隼人） 議長

○議長（山本吉昭） 菊池隼人委員長

○委員長（菊池隼人） 皆さん、おはようございます。それでは、私から派遣議員を代表して、ご報告をいたします。

この議員派遣につきましては、去る10月18日から20日までの間、茨城県東海村において、原子力発電に関し、燃料の製造、廃止措置及び使用済燃料乾式貯蔵施設の先進事例をはじめ、東京都内における地域産品PRの現状について、全員参加のもと行政視察を実施したもので

あります。

それでは、その調査の結果につきましてご報告をいたします。

まず1点目の「燃料の製造」につきましては、茨城県東海村におきまして、伊方発電所をはじめ多くの発電所で使用する燃料集合体の製造実績を有する、三菱原子燃料の工場内で、一連の製造工程を視察いたしました。あいにく I A E A、国際原子力機関の査察時期と重なっていたため、実際の燃料製造は行われておらず、社内の製造技術者から各工程を廻りながらの説明を受けるにとどまったものの、原子力発電所における安全管理と同様、ウラン燃料の取り扱いにおける安全管理や臨界防止のための質量と形状管理、排気中のウラン濃度の連続監視、敷地境界付近におけるモニタリングポストによる環境放射線の連続監視などの監視体制が徹底されておりました。

次に、2点目の「廃止措置」につきましては、日本初の商業用原子力発電所として営業運転を開始していた日本原子力発電東海発電所における廃止措置の状況を視察いたしました。この廃止措置は、原子炉領域以外の撤去、熱交換器撤去等、原子炉本体解体撤去、建屋等撤去の4段階に区切り約25年をかけて解体撤去を行う計画となっており、現在、第1段階である原子炉領域以外の撤去と併せて、第2段階の熱交換器等撤去を行っている段階でした。現地では、タービン建屋から原子炉建屋内を順に視察しましたが、昭和41年の営業運転であることから建屋そのものが古く、内部の壁が撤去され、配管やケーブルが切断されており、廃墟そのものという印象を受けました。

熱交換器におきましては、4基のうち既に撤去された2基は、全長約25m、直径約6mで、クレーンで釣り上げ、下部から順にロボットによる遠隔操作で輪切りにして分解し撤去されており、残りの2基は年数の経過とともに放射線量が低減されていることから、今後作業員が手作業により切り落としていく計画とのことでした。

廃棄物の処理・処分につきましては、約65%を占める放射性のない廃棄物については、ベンチやインターロッキング、車両突入防止用ブロックなどに加工することにより有効活用されておりましたが、他の廃止プラントとの大きな違いは「レベル3」と呼ばれる放射能レベルの極めて低い廃棄物を敷地内へ処分することが決まっていることでした。

今後、伊方1号機の解体撤去作業が順次進められることとなりますが、安全を最優先に、廃棄物の処分先が決まっていない実情を重く受け止め、責任を持って着実に取り組むとともに、最新の知見や技術を反映し積極的な計画改善を図ることが重要で、国内原子炉の廃止措置の先駆けである東海発電所の廃炉技術を取り入れながら着実に進めるべきであると感じました。

次に、3点目の「使用済燃料乾式貯蔵」につきましては、使用済燃料の乾式貯蔵は、使用済燃料プールにおいて常に水を循環させて冷却させるのに対して、自然空冷式であるため、冷却のための電気や設備メンテナンスなどの費用がかからず、万が一電源が喪失した場合でも冷却機能を失う恐れがなく、原子力規制委員会も推奨していることから、現在、四国電力

においては、伊方発電所敷地内における乾式貯蔵が検討されております。そのため、今回は、日本原子力発電東海第二発電所の乾式貯蔵施設を視察しました。その規模は、縦 26m、横 54 m、高さ 21mの鉄筋コンクリート建屋の中に、高さ 5.7m、外径 2.4mの「キャスク」を 24 体置くことができ、現在 21 体置かれておりました。このうち 15 体には使用済燃料が収められておりました。このキャスクには、使用済燃料中の放射性物質が外に漏れないための閉じ込め機能が充実しており、触るとほんのりと温かく、静かに冷却しているということを実感し、「使用済燃料貯蔵施設」というよりも、倉庫の中に物を置いているだけという印象さえ受けました。

今回の視察をとおり、乾式貯蔵施設での貯蔵の安全性については十分に理解できたものの、六ヶ所再処理工場が稼働する目途が立っておらず、核燃料サイクルの見通しそのものも不透明な状況の中で、乾式により貯蔵し続けるものではないことについては、明確にする必要があると思っております。

次に、4 点目の「地域産品PRの現状」につきましては、伊方町産品のPRの現状について、都内有数の集客力を有する立地環境、新橋にある愛媛県と香川県が共同運営しているアンテナショップ「せとうち旬彩館」及び町が今年度から出店している浅草にある「まるごとにつぼん」を視察いたしました。「まるごとにつぼん」の3階には、全国 19 市町から出店がある中、本町産品の売り上げは月平均で約 25 万円、出店市町のランキングは中位の実績ということでした。伊方町の魅力や特産品のPRの手法としては、一定の効果を発揮しているものと感じました。

最後に、今回の視察をとおして、伊方発電所における重要事項でもある燃料の製造、1 号機の廃止措置や使用済燃料乾式貯蔵に関する理解が一層深まるとともに、地元産品のPRの現状も含め、伊方町の今後の振興施策を推進するうえで大いに参考となりましたことをお伝えし、私の報告とさせていただきます。

○議長（山本吉昭） 菊池隼人委員長ありがとうございました。議員各位におかれましては、只今の報告を今後の議員活動に活かさせていただきますようお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### 一般質問

○議長（山本吉昭） 日程第 4「一般質問」お手許に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第 61 条の規定により、一般質問を許します。受付順により、末光勝幸議員、木嶋英幸議員の順にお願いいたします。始めに、末光勝幸議員、一般質問をお願いいたします。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 大綱1「指定管理料について」質問をさせていただきます。町が委託している町内の主な施設の指定管理料についてお伺いします。

指定管理制度は、経営の合理化を主な目的とするものであると解釈しますが、平成28年度における主な施設の指定管理料の支出実績は、亀ヶ池温泉1,084万円、きらら館1,035万円、アグリトピア1,070万円、はなはな964万円、スポーツセンター3,201万円となっており、これらの施設だけで合計7,354万円が支出されています。

指定管理ではありませんが、デマンド交通運行委託に2,818万円が支出されています。このような支出がなされているということは、町民の方々には余り知られていないのではと推察いたします。

参考までに、宇和島市の温泉施設「やすらぎの里」では、年間21.5万人の入浴客と1億1,222万円の売上があり、過去5年間550万円ずつ市へ収入として計上し、指定管理料は受けておりません。指定管理を受けている事業所の従業員の方はそれぞれ努力されているとは思いますが、「赤字が出ました指定管理料をお願いします。」といった安易な構造になっていないか。町民のために、更なる経営の合理化への努力が必要とされていると考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

次に、大綱2「無電柱化への取り組みについて」質問をさせていただきます。

現在、日本には3,500万本を超える電柱があるといわれております。昨年末に無電柱化推進法が施行され、電線などを地中に埋めて、電柱を無くしていく無電柱化を進めようという機運が高まっています。

東日本大震災で、大量の電柱が倒れて復旧の障害になったように、無電柱化が進めば、街の防災性はかなり高まっていくことが予想されます。電柱が無ければ、歩行者や車イスが通行しやすくなるし、景観も向上いたします。

現在、1キロメートル当たり5億円程度要するという費用の問題はありますが、発電所を擁する伊方町として、特色のあるまちづくりを展開していくうえで、せめて役場前周辺の道路だけでも無電柱化へ取り組むことができないかと考えます。

1年余りを経過して、高門町政の新たな政策の一つとして提案したいと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。以上、私の質問とさせていただきます。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の一般質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 末光議員のご質問にお答えいたします。

まず、大綱1の「指定管理料について」のご質問でございますが、この指定管理者制度につきましても、公の施設のより効果的・効率的な管理を行うために、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の削減等を目的に、平成15年度の地方自治法の一部改正により導入されたものでござい

す。

現在、伊方町ではご指摘のように、亀ヶ池温泉、きらら館、瀬戸アグリトピア、佐田岬はなはな等の産業関連施設のほか、伊方スポーツセンター及び福祉施設のデイサービスセンターなどで導入をいたしております。

議員ご指摘のように、「町民のために、更なる合理化への努力が必要とされている。」という点につきましては、私も同感でございます。

これらの施設におきましては、設置目的として掲げております町民の健康と福祉の増進や、特産品の普及、観光産業の振興でありましたり、スポーツ振興や町民の体力の向上など、その目的の達成に向けまして、利用者の満足度と利用率の向上を実現していくことが、まずは第一であると考えているところでございます。

それとともに、財政的負担の軽減を図るために、指定管理料の決定にあたりましては、指定管理者から提出をされます現年度の決算見込額を基本とした収支計画書をもとに協議いたしまして、過度の収入の減額、管理経費の増額の要因や、より効果的な経費軽減等の経営合理化策などについて詳細に聞き取り調査を行いまして、適正な管理料となるように努めております。

議員ご指摘のように、安易に赤字補てん的な方向に流れてしまわないように今後とも注意を払ってまいりたいと存じます。

さらに、観光や特産品販売等に係る施設につきましては、これと加えまして集客数や売上の増加が非常に重要となってまいりますことから、町といたしましては、これらについての対応策を求めているところでございます。また、施設の増強、販売力の強化、イベントの実施、特産品のブランド化等々の面からも支援を行っております、常にこれらの視点をもって、指定管理者と連携をして取り組んでまいりたいと存じます。

以上のような内容で、指定管理者制度の導入目的に沿って運営と監理を行っているところでございます。私といたしましても、経営の合理化等につきましては、常に問題意識を持ち、指定管理者と共に改善策を探ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、参考として、議員が示されました宇和島市の「やすらぎの里」の内容でございますが、確認をいたしましたところ平成 14 年に運用開始されまして、平成 25 年から 29 年の 5 年間で市内業者が指定管理を行っております。指定管理料はご指摘のようにゼロで、市への納付額を定額で年間 555 万円を収めることが、基本協定で定められておるところでございます。ただし、温泉施設全体に係る修繕料などの経費として、年間約 3 千万円程度が市から支出されているとのことでした。以上、大綱 1 の答弁とさせていただきます。

次に、大綱 2 「無電柱化への取り組みについて」のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、平成 28 年 12 月に「無電柱化の推進に関する法律」が施行されまして、「災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るために、無電柱化の

推進に関し、基本理念、国の責務」など推進計画の策定等が定められたところでございます。

本町におきましても、国道、県道を含め道路区域に設置をされている電柱のみを取りましても、約 950 本が設置をされております。

今回、ご提案いただきました、無電柱化への取り組みにつきましては、日常生活はもとより、災害への備えや、良好な景観形成に対しての効果につきましては、十分に理解をいたしておりますし、大変重要な取り組みであることも認識しているところでございます。

しかしながら、実現に向けましては、電気・通信の各事業者及び国、県の関係機関等との協議・調整や、供給先使用者の協力体制の整備などのソフト面での対策が必要でございます。

さらにハード面におきましては、歩道が少ない等の道路事情による埋設場所や、地上機器の設置スペースなどの施工上の問題点及び電気通信線路の不可視化に伴うメンテナンスへの対応など、様々な諸問題の解決が必要でありますし、多額の費用が伴うことも事実でございます。

加えまして、無電柱化推進法の施行に伴い事業化に向けてのスキームの変更も想定をされますことから、これらの状況等を考慮し、総合的に検討していくことが重要であると考えております。

したがって、今後におきましては、現状を踏まえ、情報収集に努め、愛媛県及び各自治体の動向も注視をいたしまして、事業者や関係機関の意見も伺いながら実現の可能性を模索するとともに、「推進に関する施策」につきましては、今後、慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、末光議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は会議規則第 55 条を引用し一つの大綱につき、2 回以内と定めます。末光議員、大綱 1 の再質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 指定管理者を選定する場合に指定管理の選定委員があると思いますが、現在の構成員ですが、関係機関そういったものを公表できるのであれば公表していただきたいのと、私が思うのには、指定管理委員が町の例えば補助団体であるとか、関連の金融機関であるとか、そういう方々が主だとしますと、あまり前向きな発言、理事者にとって耳触りの悪いこといえない点があると思います。そういった意味で、指定管理委員の選定を今後考えていっていただきたい。女性の意見とか、例えば高齢者の意見等も取り入れるような委員会であって欲しいなと思いますが、そのことについて質問をさせていただきます。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○総合政策課長（橋本泰彦） 議長

○議長（山本吉昭） 総合政策課長

○総合政策課長（橋本泰彦） 指定管理者選定委員会のメンバーでございますが、学識経験者が5名と役場関係職員が5名でございます。学識経験者のメンバーでございますが、具体的に申しますと伊予銀行伊方支店長、商工会事務局長、3名は元役場職員となっております。役場関係者は、副町長、教育長、総務課長、総合政策課長、町民課長となっております。現状におきましては、メンバーの構成でございますが、選定委員会におきましても適正に選定がされておると考えておりますので、今後におきまして、現在女性の方もございませんので、高齢者なり、女性のメンバーにつきましても必要であれば今後検討を行って適正な選定ができるよう行っていきたくと考えますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。末光議員、再々質問ありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 只今の答弁で役場職員が、元OBの方が学識経験者として含まれているというようなことでございましたけれども、やはり自分の古巣に対して、そう思いきった指摘はできないのであろうかと思えます。また、その方の経験を活かして、有効な意見をだしていただくこともありますけど、反面先ほど申しましたように同じ仲間ということで、どうしても手心が加わるような面もあるのではないかなと思えます。そういった意味で新しい委員さんを選任して、違った角度から、この指定管理者制度が運営されるように希望といたしますか期待をしています。関連いたしまして、一つ質問させていただきたいのですが、デマンドの分で65歳以上の高齢者に対して、デマンドの無料券と無料入浴券が10枚ずつ毎年配布されていると思えますけど、この利用率が私の聞いた範囲では、あまり利用されていないのではないかと。例えば、年齢をどの辺に置いたら良いのか、85歳以上の方がこういった券をいただいても、紙きれと言ったら失礼ですけど、温泉へ行く気もしないし、足もないとそういったことで比較的利用率が低い、効果的な施策として、大変無料でいただくのはありがたいのですが、効果的な施策となっているのかなという疑問点がございます。極端にいいますとお菓子の一つでも貰った方がいいという方の意見も聞きます。このことについて、再度質問させていただきます。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 具体的なことは、担当課長から答弁させていただきますけれども、前段の委員の選任につきましては、町内外の幅広い意見が取り入れられますように、委員の選任につきましては、留意をしまいたいというふうに思っております。それから、デマンドの利用券につきまして、質問通告がございませんでしたので、概略になろうかと思えますが、そういったご意見があるというのは承知でございます。この件につきましては、特に町

民、高齢者の健康増進という観点から温泉券と交通券をお配りしている側面もあるわけですので、それを品物に替えるあるいは金券に替えるのがいいのかどうかということも議論の中に入れて検討をしてまいりたいというふうに思います。

○保健福祉課長（坂本明仁） 議長

○議長（山本吉昭） 保健福祉課長

○保健福祉課長（坂本明仁） 只今のご質問の平成 28 年度の利用実績でございますが、温泉優待券につきましては、お話にありましたように一人年間 10 枚、4,551 人対して配布をいたしております。実績といたしましては、年間 19,648 枚の利用がありまして、利用率は 43.2%となっております。一方デマンド交通利用券につきましては、同じく 4,551 人に対して、一人に対して年間 20 枚、これは往復の利用券ということで、20 枚でございますが、利用実績は年間 4,905 枚の利用があり、利用率は 5.4%となっております。以上です。

○議長（山本吉昭） 以上で、末光議員の大綱 1 を閉じます。

末光議員、大綱 2 の再質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 町長の答弁で、無電柱化に対して、様々な障害と申しますか、できない理由を列挙していただいたわけですが、私はむしろできる理由を探していただきたい。最後の答弁でそのようなこともございましたけども、他の市町村にできない伊方モデルと申しますか、そういった施策、政策をどんどん伊方町に取り入れていって、定住促進と申しますか、伊方町へ行けば素晴らしいことをやっているといった魅力ある施策、政策をどんどん展開して、高門町長の強いイニシアティブによりまして、この伊方町を魅力ある町にしていきたい。そういう思いで、無電柱化を取り上げたわけなんですけども、伊方モデルと言われるような、他の市町村から尊敬されるような、羨ましがられる、そういった政策にどんどん邁進をしていただきたいと思います。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 貴重なご提言として、受け止めさせていただきたいと思います。先般、福島市へ視察に行きまして、新幹線の前だけだったのですが、無電柱化がされておまして、非常に町並みが綺麗な空が綺麗なという印象も受けました。今現状では、県庁所在地のメインのところそんなふうな無電柱化になってるというのが現状だろうと思います。伊方町内でそのようなことができれば一つの大きな目玉になるんだろうなということは思いますけれども、町内の優先順位として、それが最優先されるものかどうかというのは、一つまた議論のあるところではないかなというふうに思います。そういった中で無電柱化につきましても、今後の検討課題として取り組ませていただいたらなというふうに思いますので、よろしくお

願いいたします。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。末光議員、再々質問ありますか。

○議員（末光勝幸） ありません。

○議長（山本吉昭） 以上で、末光議員の一般質問を終わります。

続いて、木嶋議員、一般質問をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 大綱1「環境保全対策また整備について」、ご質問いたします。

先日、愛媛県の先生方で組織している愛教研という組織の西宇和支部の清掃活動に参加しました。まず、最初に八幡浜で海岸の漂着ごみ等の撤去に力を入れているボランティア団体の理事長さんからスライドを見ながら今のごみの現状等について講話をいただき、その後すぐに海岸に行きました。そして40名ほどの先生と漂着ごみを拾いました。可燃ごみと不燃ごみ混在する中、今回は可燃ごみのみを拾うことにいたしました。一時間ほど作業して200枚の袋があつという間に無くなるほど膨大なごみの量でした。今回の作業を通じて、実感したことはどのようなごみでもこのような時に入れて出せるような「ボランティアごみ袋」の必要性があると感じます。そこで、町はこのような袋を準備し、必要に応じて配付すべきと思いますが町長の考えをお伺いします。

また、漂着ごみの種類としては、宇和海側では魚養殖に使われる発泡スチロール、瀬戸内側は広島のカキ養殖に使われるプラスチックパイプが大半で、ごみの種類に明らかに違いがありました。このようなごみは、「マイクロプラスチック」、「マイクロビーズ」などの発生源となり、動植物をはじめ人間にも悪影響を及ぼすものとして、海洋環境にとって大きな問題となっております。そこで、町はこのような漂着ごみの撤去について、今後どのように取り組んでいくのか町長の考えをお伺いいたします。

次に、地元の方たちのアンケート調査でも、伊方町の良いところの必ず上位に、両方の海を観ながら走る景色の素晴らしいメロディーラインがあります。しかしながら現状、道路沿いは雑木などが生い茂り、海の見えるところはほんの僅かなうえに、粗大ごみと思われるような物がかなり目につくところに放置されています。こんな現状を非常に違和感を持っております。

そこで、町の観光資源でもあるメロディーラインの景観を向上させるために、これらを撤去する必要があると思いますが、町長のお考えをお伺いします。以上、よろしく申し上げます。

○議長（山本吉昭） 只今の木嶋議員の一般質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員のご質問にお答えいたします。

大綱1「環境保全対策について」に関するご質問でございますけれども、1点目は、「ボランティア専用ごみ袋の必要性」についてでございます。毎年7月に実施をいたしております、クリーン運動では、限られた数ではありますが、町の指定袋等を支給してございまして、今回の海岸清掃活動におきましても、町の指定袋を無料で支給をさせていただいたところでございます。地区の清掃活動、ごみステーションの清掃など、ほとんどのボランティア清掃活動におきましては、各種団体の皆様や各地区の区長さんなどが、清掃活動を実施する際には、活動参加の皆様方自身によりまして、ごみ袋をご用意をいただき、清掃活動を進めてまいりました。このような状況などから町では、ボランティアなどの活動に使用をしていただくため、現在、議員ご指摘のございました「ボランティア専用ごみ袋」の製作に取り組んでおります。来年度からの清掃活動などに、ご使用していただけますように、準備を進めているところでございます。

また、一般廃棄物最終処分場の延命化のためには、町民の皆様方のご協力が不可欠でございます。作成中の「ボランティア専用ごみ袋」につきましては、どのようなごみでも入れて出すのではなくて、「もやすごみ」と「埋立ごみ」の2種類を作成をいたしまして、分別のご協力をお願いいたしたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

2点目は、「漂着ごみに対する今後の取り組み」についてでございます。海岸の漂着ごみにつきましては、議員ご指摘のとおり、本町のみならず全国的な社会問題となっております。特に本町におきましては、総延長約151キロメートルと非常に長い海岸線を有しており、しかも、瀬戸内海と宇和海の両方の海からの漂着物が流れ着くという、特異な地形も相まって、この問題は本町にとりまして、頭の痛い課題の一つであると存じます。

これらの問題に対しまして、国におきましては海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図るために、平成21年7月に「海岸漂着物処理推進法」が制定をされたところでございます。

また、愛媛県においては「愛媛県海岸漂着物対策推進地域計画」を作成し、総合的、効果的に海岸漂着物対策の推進を図っていただくことといたしております。

本町におきましても、これらの指針・計画に基づき、撤去作業につきましては、地域の方々や各種ボランティア団体等の協力により実施される清掃活動との共同作業を主体的に取り組んでいるところでございます。

回収ゴミの処理に関しましては、議員ご指摘の産業経済活動を発生源とするゴミも含め「廃棄物処理法」に基づき適正に処理・処分を行う必要もあることから、処理・処分に関しましては町において実施をいたしているところでございます。また、平成29年の2月には「愛媛県海岸漂着物対策推進地域計画」が改定をされまして、県内海岸の全域が重点区域となったことによりまして、補助事業による対策可能エリアが拡大をされたところでございます。したがって、今後につきましては、議員ご指摘の「マイクロプラスチック・マイクロビーズ」の発生源となっておりますプラスチックごみも含めまして、地域の方々のご協力をいた

だきながら、愛媛県との連携も密にし、補助事業の活用なども積極的に利用をして、継続的な取り組みを行ってまいりたいと考えております。

3点目は、「メロディーライン沿いの景観」についてでございます。議員ご指摘の粗大ごみ等についてでございますが、明らかな粗大ごみでありましたら、土地の所有者を調べた後に、適正な処分をお願いをいたしまして、処分の相談などがありましたら対応をいたしたいと考えております。ただし、所有者が粗大ごみ等ではなく、使用若しくは個人の土地に置いている物、ということであれば所有者の財産とも考えられます。町といたしましては、景観を損なっているという声があることなどを所有者にお伝えをし、景観への配慮についてをお願いをするしか方法がないというのが実情でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

町といたしましては、今後とも、メロディーラインを含め、町内の環境整備、美化活動に積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

以上で、木嶋議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し一つの大綱につき、2回以内と定めます。木嶋議員、大綱1の再質問はありませんか。木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 粗大ごみといわれるような物については、私有地に関しては今ほど言っていたように私も理解しております。が、雑木等に関しては、町並びに県でタイアップしながら、伐採することはできるような気がするんですけど、雑木で見えなくなっているところがかかなりあると見えるのですが、その辺はどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（山本吉昭） 只今の木嶋議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（山本吉昭） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 失礼いたします。立木によります景観を損ねているというふうなことで、それに対する対応は町と県でできるのではないかとというようなご質問であったかと思いますが、所有者に対しての了解を得ることがまずもっては、前提になるわけでございますけれども、了解が得られた中で、対策するということになろうかと思えます。ただ、メロディーライン沿いにおきましては各所に防風柵辺りの設置をされておりまして、その林自体が防風林の機能を有しているところもございます。

それともう一点、ビューポイントと言いますか、そういったところにつきましては以前にも県の協力をいただきながら、伐採作業もお願いした経緯もあります。その辺、今後愛媛県との連携協議をさせていただきながら、できる部分については対応させていただきたいというふうには考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。木嶋議員、再々質問ありま

せんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 建設課長ありがとうございました。今のポイントなんかをもう一回調査して、その辺り除けた方がいいようだったら、お願いします。

観光に重点をおいてるのもあったんで、若干関連してると思うんですけど、三崎地区のフェリー乗り場のところに「はなはな」という施設があります。今防潮堤を造っているということもあるので、フェリーの乗降客が「はなはな」の施設が全く見えないのではないかということで、「はなはな」のお客さんが激減、売上もかなり減っているような現状と聞きました。そこで、「はなはな」への導線などは観光整備の一つで、観光に力を入れている町としてどうお考えか教えてください。

○議長（山本吉昭） 只今の木嶋議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○産業課長（兵頭達也） 議長

○議長（山本吉昭） 産業課長

○産業課長（兵頭達也） 只今の質問でございますけれども、防潮堤の関係で「はなはな」の売上の件ですけれども、今年度につきまして、年度当初は非常に良好な状態で行ってまいりましたが、確かに防潮堤の工事が始まりまして、売上の減少がみられることはこちらにも報告がきております。今後の対策につきましてですけれども、現在「はなはな」周辺の整備についての計画も検討中でございますので、それらの中で対応等についても検討していけたらと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（山本吉昭） 以上で、木嶋議員の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。再開は、11時10分からといたします。

休憩 10時58分

---

再開 11時10分

### 報告第7号

○議長（山本吉昭） 休憩に引き続き、会議を再開いたします。日程第5「町長の専決処分事項報告について」報告第7号を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松爲俊） 議長

○議長（山本吉昭） 副町長

○副町長（濱松爲俊） 報告第7号 町長の専決処分事項報告について、ご説明いたします。町長の専決処分事項報告につきましては、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。案件名は、車両破損事故に関する専決処分と和解及び損害賠償の相手方

は、伊方町在住の個人でございます。和解の要旨は、平成 29 年 8 月 7 日午後 0 時 30 分頃、台風 5 号の来襲の時でございます。三崎支所敷地内において、野犬の捕獲籠が強風にあおられて移動し、個人所有の車を破損させたものでございます。損害賠償の額は、4,838 円で、専決処分年月日は、平成 29 年 9 月 20 日でございます。こうした事故が起きないよう、野犬の捕獲籠などは、強風による飛ばされるおそれがあるものにつきましては、屋外用の倉庫に収納するなり、固定してまいりたいと考えておりますし、今後の事故発生の回避のために駐車場の使用禁止等の看板も設置行っております。管理を徹底しているところでございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（山本吉昭） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（山本吉昭） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 今の中でやはり一番、副町長が説明いただきましたように危機管理というのが私共含めて、公務員大変重要だと思うわけです。先般もちょっと全協で言わせていただきましたようにお互いに危機管理能力あるいは、危機管理を意識付けて日頃からやっていただきたいと思います。今後共ですね、重点的に指導の方よろしく願いしたらと思います。終わります。

○議長（山本吉昭） 他ございませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第 7 号「町長の専決処分事項報告について」を閉じます。

### 議案第 93 号

○議長（山本吉昭） 日程第 6「町長の専決処分事項報告について（平成 29 年度伊方町一般会計補正予算（第 3 号）」議案第 93 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 93 号 平成 29 年度伊方町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分事項報告について、説明を申し上げます。

補正内容は衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙に係る経費でございまして、急を要するために平成 29 年 9 月 26 日付けにて、専決処分したものであります。

予算額は、歳入歳出それぞれ 1,386 万 7 千円を追加し、総額を 89 億 6,125 万 7 千円としたものであります。

歳出につきましては、2 款総務費に、衆議院議員総選挙に係る経費として 1,386 万 7 千円を計上いたしております。

これに対します歳入は、14 款県支出金に、衆議院議員選挙委託金 1,386 万 7 千円を計上いたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）  
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第93号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第93号「町長の専決処分事項報告について（平成29年度伊方町一般会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり承認されました。

#### 議案第94号

○議長（山本吉昭） 日程第7「伊方町在宅高齢者共同生活支援施設条例の一部を改正する条例制定について」議案第94号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂本明仁） 議長

○議長（山本吉昭） 保健福祉課長

○保健福祉課長（坂本明仁） 議案第94号 伊方町在宅高齢者共同生活支援施設条例の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明いたします。

このたびの条例改正は、現在休止中となっております「瀬戸在宅高齢者共同生活支援施設」について、来年4月の運営再開を目指しており、新たに指定管理者制度とするために必要な改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして新旧対照表にてご説明いたしますので、別添の資料をご覧ください。第2条の表中「老人」の表記2か所について、いずれも「高齢者」に改めます。次に、第4条でございますが、改正前の「長期独占的利用」の規定から、新たに「指定管理者による管理」に改めるものです。これに伴い、指定管理者が行う業務の範囲として第5条を、また、利用料金に関する規定を、第6条として新たに追加いたします。資料の裏面となりますが、第7条につきましては、この際、条文の文言を整理するものでございます。

最後に、この条例の施行日でございますが、附則で公布の日から施行することといたしております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第94号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第94号「伊方町在宅高齢者共同生活支援施設条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第95号

○議長（山本吉昭） 日程第8号「伊方町営土地改良事業施行条例の一部を改正する条例制定について」議案第95号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○産業課長（兵頭達也） 議長

○議長（山本吉昭） 産業課長

○産業課長（兵頭達也） 議案第95号 伊方町営土地改良事業施行条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため制定するものであります。

改正内容については、参考資料の新旧対照表でご説明をいたしますので、新旧対照表をお開き願います。条例第6条第2項中、下線部の土地改良法第113条の2第2項を土地改良法第113条の3第2項に法律の引用条項番号を変更するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、ご審議のうえ、ご決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第95号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第95号「伊方町営土地改良事業施行条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第96号

○議長（山本吉昭） 日程第9号「伊方町公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について」議案第96号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（山本吉昭） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第96号 伊方町公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、教育委員会が所管しています二見教職員住宅、鉄筋コンクリート2階建4戸について、所管替えにより建設課が所管する公共賃貸住宅として管理するため、今回、本条例の一部を改正するものです。

改正の内容でございますが、参考資料により説明させていただきますので、参考資料をお願いいたします。別表第1、名称及び位置に、亀ヶ池住宅を加えるものです。

次に別表第2、家賃ですが、定額家賃とし、亀ヶ池住宅の世帯用1万5千円を加えるもの

です。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものです。

以上ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。阿部議員

○議員（阿部吉馬） この賃貸の世帯用の1万5千円、この設定というのはどのような基準で成されているのか、それからもう一点は、今町がこの後半の分は議長まで判断していただいて、関連があると思えば認めていただきたらと思うのですが、いわゆる空き家バンク、登録をしております。そういった中で、需要が深まる中で、教員住宅を所管替える。住宅者が出ます。そうする際に中を改修改善すると思うんです。今までできてると思うんです。そうした経費を掛けるからこのような値段になっているのか。空き家バンクの場合は、借り受ける側が自己負担でやる。町が、決して空き家バンクの改修改善をやっているとは思えないんですが、そこらの整合性といったらいいですかね。その意味でも、1万5千円どのような基準で出されているのか、お聞きしたいのですが。

○議長（山本吉昭） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 前段の家賃の算定の方法の部分でございますが、家賃の算定につきましては、公営住宅法によります。家賃算定基礎額というものをベースにしまして、応益係数というものを乗じた形で算出しております。応益係数というのは、立地、規模、経年、利便の4つの要素で算出されるもので、今回の亀ヶ池住宅の家賃につきましては、家賃算定基礎額が3万4,400円で、応益係数が0.46255でありましたので、その計算結果によりまして月当たり1万5,000円という金額を算出したものでございます。空き家バンクの方の関連につきましては、総合政策の方で。

○総合政策課長（橋本泰彦） 議長

○議長（山本吉昭） 総合政策課長

○総合政策課長（橋本泰彦） 空き家バンクに関します。住宅の改修でございますが、詳しい資料は持ち合わせてないんですが、県外から移住される方についての補助については、細かい数字はもってないんですが、補助はございますが、県外の方が伊方町に移住されて空き家バンクに登録されてる住宅を改修する際には補助事業がございます。空き家バンクについては、以上なんですけど、今回公営住宅の改修の予算的なものについては、現在入っていないところを入居を可能にするための修繕の予算として上げて、4月1日から入れる形にしております。答弁が明確ではないかもしれませんが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（山本吉昭） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 突如な質問なんで、書類がないのは理解できるところなんですけど、空き家バンクという登録制度を設けて、空き家バンクに入っていただく必要性も今後多く出る

中で、教員住宅が空き家になってくるので、整備をして入っていただく、それも必要なことだろうと思います。今、課長が言われましたように、公営法に則ってやっていくこれはそうあるべき、しかるべき措置だろうと思います。理解もできると思います。ただ一つの物の考え方からいうと、教員住宅をそういうものに使うのも必要ですし、空き家バンク登録制度をあっせんして、確保してやってる。家主さんとの関連、料金制度、空き家バンクに登録される方は使っていただきたい。人が入らない状況をおくよりか、少しでも入っていただいて、自分の家を存続して欲しいという願いがある中で、片方は片方で行政の補助金なりで、しきりに入り入居者が決まり次第、改修改善を行う。片方は入居する方が補助事業であろうとは云え、おそらく全額ではないんであろうと思いますが、そういったことで中々空き家バンクに登録を見ますとね、結構値段いいんですよ、値段があって買える場合に当然、改修改善をしないと入れないのは、多々見受けられるし、耳にもしております。整合性をどちらも必要なんですけども、そういったことで空き家バンク等々の値段、教員住宅の値段、教員住宅の方は公営法にのっとっていつてるので、それに合わすかどうかは別として、空き家バンクを推奨する以上、そこら辺の改修改善費用等々のことも考えた整合性をもって欲しいなと思いますが、町長いかがですか。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） ご指摘な理屈はよく分かります。ただ、町営住宅としての考え方と民間の取引の考え方の違いで、そういう差がでるのかなというふうな気がいたしますが、先ほど課長から答弁がありましたように、県外から移住者に対しては、補助事業があると思います。今現在県内からの移住者についても、何らかの制度が適用できないかを検討しているところでございまして、少しでも空き家バンクを通じて、入居していただく方に対して、町として何ができるかということは、今後とも考えていきたいというふうに思っております。整合性をどこまでもてるかというのは、今後の検討課題として取り組ませていただいたらなというふうに思います。以上です。

○議員（阿部吉馬） はい、終わります。

○議長（山本吉昭） 他ございませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第96号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第96号「伊方町公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第97号

○議長（山本吉昭） 日程第10号「伊方町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定につ

いて」議案第 97 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（山本吉昭） 上下水道課長

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議案第 97 号 伊方町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、伊方町水道事業における水道料金収入の安定確保を図るため、料金改定をする必要が生じたため、本条例の一部を改正する条例制定を提案するものであります。

詳細について説明させていただきますので、参考資料、新旧対照表をご覧ください。第 1 条関係の改正において、第 3 条で一般用水道の定義を行っております。第 6 条、第 27 条及び第 33 条で消費税及び地方消費税分の外税方式への変更及び料金算定にあたっての 10 円未満の端数処理について規定しております。2 頁、別表第 3 で平成 30 年 4 月 1 日からの改定水道料金表を、下段の第 2 条関係で平成 31 年 4 月 1 日以降の一般用水道について水道料金表のとおり改正しようとするものです。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

○議員（小泉和也） 議長

○議長（山本吉昭） 小泉議員

○議員（小泉和也） まず、最初に上下水道の課長はちゃんとしてましたけど、何か質問、答弁する際に、皆さん手を挙げて「議長」と言ってください。これは、ルールなんで、議会側もそうなんですけど、先ほど理事者側も出来てない部分があったんで、その点今後注意をお願いします。それでは、本題に入ります。この水道料金ですね、これ少し仕方ないところはあろうかと思うのですが、一般会計の方からかなりの持出しがあるはずなんですよね。担当課もよく考えてこれぐらいに抑えていただいていると思うんですけど、改正して一般会計からどれぐらい持ち出しを見込んでいますか。改正前と改正後。

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（山本吉昭） 上下水道課長

○上下水道課長（小野瀬博幸） 改正前と改正後の一般会計からの繰入という話ですが、料金算定の計算の考え方としましては、現行のだいたい年間 5,000 万円くらいの繰入金をいただいておりますが、現行料金の繰入はそのまま継続していただく、なおかつ来年以降、減価償却分で増加すると見込まれる 6,000 万相当を使用料金で賄いたいということで、料金改定しております。料金改定前の平成 30 年の営業収益見込みが 1 億 8,580 万円で、今回この改定案で営業収益が 2 億 1,905 万円、2 か年に分けて上げるということで、30 年度の実績が約 3,300 万円、31 年度については、約 5,400 万円の料金収入増ということで、概ね現行の 5,000 万円程度で、一般会計繰入は済むのではないかとこの計算となっております。

○議長（山本吉昭） 小泉議員

○議員（小泉和也） 将来的にはどう見えますか。5年後、10年後とかですね。人口も減ってきてますしね、その辺でまた改正しないといけなくなってくるのではないかと思うんですけど、その辺はどう見えますか。

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（山本吉昭） 上下水道課長

○上下水道課長（小野瀬博幸） 今回の長期計画の検討につきましては、10年という長いスパンである料金改定で、3年ないし5年程度の中期の財政見通しで立てております。その中で、平成31年度につきましては、現行の5,000万繰入程度でしていただければ、約トントンぐらいになる。それ以降、最新の5か年の最終平均、平成34年度には、5,000万繰入れても1,800万程度さらに余分に入れていただくような必要が生じてきますので、その間では料金改定をする必要があるのではと考えています。

○議長（山本吉昭） 他ありませんか。（「なし」の発言ある） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり） 討論なしと認めます。

これより議案第97号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり） 異議なしと認めます。

よって、議案第97号「伊方町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第98号

○議長（山本吉昭） 日程第11号「伊方町下水道条例の一部を改正する条例制定について」議案第98号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（山本吉昭） 上下水道課長

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議案第98号 伊方町下水道条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、伊方町公共下水道事業における下水道使用料収入の安定確保を図るため、料金改定をする必要が生じたため、本条例の一部を改正する条例制定を提案するものであります。

詳細について説明させていただきますので、参考資料、新旧対照表をご覧ください。第22条で消費税及び地方消費税分の外税方式への変更及び料金算定にあたっての10円未満の端数処理について規定しています。同項の表で基本料金及び超過料金の改定を行っています。

なお、附則で施行日を平成30年4月1日としております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。

これより議案第 98 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。

よって、議案第 98 号「伊方町下水道条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第 99 号

○議長(山本吉昭) 日程第 12 号「伊方町小規模下水道条例の一部を改正する条例制定について」議案第 99 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長(小野瀬博幸) 議長

○議長(山本吉昭) 上下水道課長

○上下水道課長(小野瀬博幸) 議案第 99 号 伊方町小規模下水道条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、伊方町小規模下水道事業における下水道使用料収入の安定確保を図るため、料金改定をする必要が生じたため、本条例の一部を改正する条例制定を提案するものであります。

詳細について説明させていただきますので、参考資料、新旧対照表をご覧ください。第 14 条で消費税及び地方消費税分の外税方式への変更及び料金算定にあたっての 10 円未満の端数処理について規定しています。また、別表第 2 の 1 で合併前の伊方町の区域の基本料金及び超過料金の改定を行っています。なお、合併前の瀬戸町の区域については改定を見送っております。

なお、附則で施行日を平成 30 年 4 月 1 日としております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(山本吉昭) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。

これより議案第 99 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。

よって、議案第 99 号「伊方町小規模下水道条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第 100 号

○議長(山本吉昭) 日程第 13 号「伊方町戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第 100 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（山本吉昭） 上下水道課長

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議案第 100 号 伊方町戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、伊方町戸別合併処理浄化槽整備事業における戸別合併処理浄化槽使用料収入の安定確保を図るため、料金改定をする必要が生じたため、本条例の一部を改正する条例制定を提案するものであります。

詳細について説明させていただきますので、参考資料、新旧対照表をご覧ください。第 9 条で消費税及び地方消費税分の外税方式への変更及び料金算定にあたっての 10 円未満の端数処理について規定しています。また、第 2 項において、100 円未満の端数処理としていたものを、10 円未満の端数処理に改正しています。

なお、附則で施行日を平成 30 年 4 月 1 日としております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 100 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 100 号「伊方町戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第 101 号

○議長（山本吉昭） 日程第 14「伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について」議案第 101 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務課長（鵜久森伸吾） 議長

○議長（山本吉昭） 総務課長

○総務課長（鵜久森伸吾） 議案第 101 号 伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明をいたします。

この条例改正については、国の指定職及び特別職並びに愛媛県及び県内市町の特別職に準拠するため、本条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、期末手当支給割合を 0.05 カ月引き上げ、3.25 カ月を 3.3 カ月に改めるものです。

詳細については、参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので参考資料をお願いいたします。上段の第 1 条関係、期末手当、第 4 条第 2 項第 2 号、12 月に支給する額 100 分の 170

を 100 分の 175 に改正するものです。また、下段の第 2 条関係については、期末手当、第 4 条第 2 項について、第 1 号 6 月に支給する額の 100 分の 155 を 100 分の 157.5 に、第 2 号 12 月に支給する額の 100 分の 175 を 100 分の 172.5 に改めるものであり、先に改定した第 1 条の期末手当の支給割合を 6 月と 12 月に振り替え改めるものであります。

なお、附則においてこの条例は、公布の日から施行するものです。ただし、第 2 条の規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）  
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 101 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 101 号「伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第 102 号

○議長（山本吉昭） 日程第 15「伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第 102 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務課長（鶴久森伸吾） 議長

○議長（山本吉昭） 総務課長

○総務課長（鶴久森伸吾） 議案第 102 号 伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明をいたします。

この条例改正については、国の指定職及び特別職並びに愛媛県及び県内市町の特別職に準拠するため、本条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、期末手当支給割合を 0.05 カ月引き上げ、3.25 カ月を 3.3 カ月に改めるものです。

詳細については、参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので参考資料をお願いいたします。上段の第 1 条関係、期末手当、第 3 条の 2 第 2 項第 2 号 12 月に支給する額 100 分の 170 を 100 分の 175 に改正するものです。また、下段の第 2 条関係については、期末手当、第 3 条の 2 第 2 項について、第 1 号 6 月に支給する額の 100 分の 155 を 100 分の 157.5 に、第 2 号 12 月に支給する額の 100 分の 175 を 100 分の 172.5 に改めるものであり、先に改定した期末手当の支給割合を 6 月と 12 月に振り替え改めるものであります。

なお、附則においてこの条例は、公布の日から施行するものです。ただし、第 2 条の規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）  
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 102 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 102 号「伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第 103 号

○議長（山本吉昭） 日程第 16「伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第 103 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務課長（鶴久森伸吾） 議長

○議長（山本吉昭） 総務課長

○総務課長（鶴久森伸吾） 議案第 103 号 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明をいたします。

この条例改正については、国の人事院及び県の人事委員会の勧告に伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正の主なものとしては、給料表を平均で 0.15%引き上げや勤勉手当の 0.1 カ月引き上げを行うものです。

詳細については、参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、参考資料をお願いいたします。まず、伊方町職員の給与に関する条例の一部改正の第 1 条関係でございます。初任給調整手当、第 18 条の 3 第 1 項第 1 号の医療職給料表 1 の適用を受ける職員、いわゆる医師の初任給調整手当の月額 413,800 円を 414,300 円に、第 2 号医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職員の初任給調整手当の額を月額 50,600 円を 50,700 円に改定するものです。次に、勤勉手当、第 19 条の 4 第 2 項第 1 号、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給月額 100 分の 85 を 100 分の 95 に改定。第 2 号、再任用職員の勤勉手当の支給月額 100 分の 40 を 100 分の 45 に改定するものです。次に、附則 16 項においては、55 歳を超える職員の給与の抑制措置に伴う勤勉手当の予算計上時における減額額を規定しており、100 分の 0.85 を 100 分の 0.95 に、また、最低号給に達しない場合の支給額 100 分の 85 を 100 分の 95 に改定するものです。次に、第 2 条関係でございます。2 頁をお願いいたします。勤勉手当、第 19 条の 4 勤勉手当の 6 月 12 月の支給について規定しておりますが、今年度 1 回で調整していたものを第 2 項第 1 号の再任用職員以外の職員の勤勉手当の額、100 分の 95 を 100 分の 90 に、第 2 号で再任用職員の勤勉手当の額、100 分の 45 を 100 分の 42.5 に改定し、支給割合を 6 月と 12 月に分けて調整しているものです。次に、附則 16 項については、第 1 条と同様に 55 歳を超える職員の給与の抑制措置に伴う勤勉手当の予算計上時における減額額を調整しているも

のです。また、別表第一、一般行政職給料表中、再任用職員以外の職員の4級を8号給増設する改定を行うものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものです。ただし、第2条の規定は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第103号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第103号「伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第104号

○議長（山本吉昭） 日程第17「伊方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第104号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務課長（鵜久森伸吾） 議長

○議長（山本吉昭） 総務課長

○総務課長（鵜久森伸吾） 議案第104号 伊方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をいたします。

この条例改正については、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正内容については、非常勤職員の養育する子が、2歳に達する日まで育児休業できる要件を制定するとともに、育児休業の期間の再度の延長、育児短時間勤務をすることができる特別な事情の追加を行うものです。

詳細については、参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、参考資料をお願いいたします。第2条は、「育児休業をすることができない職員」に関する規定ですが、第3号として、非常勤職員の規定を追加するとともに、2頁の第2条の4及び4頁の第2条の5により、育児休業をすることができる日を規定し、2歳に達するまでの要件を追加するものです。次に4頁の第3条第6号、育児休業の承認及び5頁の第4条、育児休業の期間の再度の延長、並びに、第11条第7号育児短時間勤務をすることができる特別な事情としてそれぞれ定められている「育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたこと」の例示であります「配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと」に「保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが当面その実績が行われないこと」を追加するものでございます。

なお、附則においてこの条例は、公布の日から施行するものです。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）  
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第104号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第104号「伊方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 散会宣告

○議長（山本吉昭） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会するものでありますが、今期定例会の会期中日程を、念のためにお伝えしておきます。21日は、休会。22日は、午前10時から本会議を再開いたします。

以上お伝えし、本日の会議は、これをもちまして散会いたします。

お疲れ様でございました。

（散会時間 12時03分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員